

柏市立手賀西小学校 PTA 会則

改 定 案	現 行 会 則
<p><省略></p> <p>第4条 本会の会員は、次の通りである。</p> <p><省略></p> <p>(3) 本会は上記(1)(2)に定めた全員が入会するが、退会の申し出があったときには相談の上、退会を認めるものとする。</p> <p>(4) 各役員・委員が、PTA活動において会員または次年度入会予定者の住所氏名等個人情報を使用する際は、本部役員を通して学校へ依頼する。また、個人情報の使用後は、媒体を学校へ返却するものとする。</p> <p>第5条 本会の活動に関する経費は、会費、寄付金及びその他による収入によってまかなう。会員が退会したとき、納入済みの会費の返金や、退会後の教育環境援助金等に関しては、相談の上決定する。</p> <p><省略></p> <p>付 則</p> <p>(1) 昭和46年4月15日改正</p> <p><省略></p> <p>(30) 令和5年4月21日改正 (第11条(5)地区理事数を8名から7名に、手賀の杜1丁目3丁目地区を合併し、1名に) (第19条(1)手賀の杜1丁目3丁目地区を合併とし、選考委員を7名に)</p>	<p><省略></p> <p>第11条 本会の役員及び委員は次の通りとする。</p> <p><省略></p> <p>(5) 地区理事 8名 (泉・金山1名、柳戸1名、若白毛1名、鷲野谷1名、岩井1名、手賀の杜3名(1丁目1名、2丁目1名、3丁目1名)ただし、役員会の承認を得た場合は、この限りにあらず。)</p> <p>第19条 選考委員の構成は次の通りとする。</p> <p>(1) 地区理事 8名(ただし、5世帯以下の地区の地区理事はこの限りではない。)</p> <p><省略></p> <p>付 則</p> <p>(1) 昭和46年4月15日改正</p> <p><省略></p> <p>(27) 平成30年4月18日改正 (第11条(5)手賀の杜2丁目1名を2名、3丁目3名を2名に)</p> <p>(28) 平成31年4月18日改正 (第11条(5)手賀の杜2丁目2名を1名に) (第19条(1)選考委員を10名から9名に)</p> <p>(29) 令和4年4月20日 (第11条(5)手賀の杜3丁目2名を1名に) (第19条(1)選考委員を9名から7名に) ※手賀の杜1丁目の世帯数が5世帯以下となったことを受け、手賀の杜1丁目の地区理事は選考委員の役を担わないこととなるため、7名とする。</p>